

国海総第388号

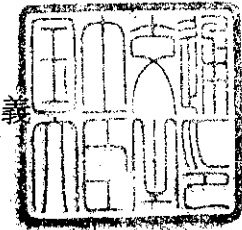
平成21年1月13日

交通政策審議会

会長 御手洗 富士夫 殿

国土交通大臣

金子 一 義



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第76号

船員電離放射線障害防止規則の一部改正について

諮問理由

船員電離放射線障害防止規則（昭和48年運輸省令第21号）の一部改正を別紙に従って行うことについて、船員法第110条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

船員電離放射線障害防止規則の一部改正について

第一 放射性物質の定義 (第三条関係)

放射性物質とは、放射線を放出する同位元素（以下「放射性同位元素」という。）^{（一）}、その化合物及びこれらの含有物で、次のいずれかに該当するものとする^{（二）}こと。

① 放射性同位元素が一種類であるものについては、放射性同位元素の種類（トリウム、ウラン及びプルトニウムを除く。）^{（三）}に応じ、一定の数量及び濃度を超えるもの

② 放射性同位元素が一種類であり、かつ、トリウム、ウラン及びプルトニウムについては、一定の数量を超えるもの。ただし、その濃度が七十四ベクレル毎グラム以下の固体のもの及び密封されたものでその数量が三・七メガベクレル以下のものを除く。

③ 放射性同位元素が二種類以上であり、かつ、そのいずれもが①に掲げるものであるものにあつては

、次のいずれにも該当するもの

イ ①で定める放射性同位元素の種類ごとの数量のそれぞれの数量に対する割合の和が一を超えるもの

ロ ①で定める放射性同位元素の種類ごとの濃度のそれぞれの濃度に対する割合の和が一を超えるもの

④ 放射性同位元素が二種類以上であり、かつ、③に掲げるもの以外のものにあつては、放射性同位元素のそれぞれの数量の一定の数量に対する割合の和が一を超えるもの。ただし、その濃度が七十四ベクレル毎グラム以下の固体のもの及び密封されたものでその数量が三・七メガベクレル以下のものを除く。

第二 自動警報装置の設置基準（第十六条関係）

四百ギガベクレル以上の放射性物質装備機器を使用する場合、自動警報装置を設置すること。

<参照条文>

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（交通政策審議会等の権限）

第百十条 交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

2 交通政策審議会等は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。

（命令の制定）

第百二十一条 この法律に基いて発する命令は、その草案について公聴会を開いて、船員及び船舶所有者のそれぞれを代表する者並びに公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定するものとする。